

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年12月10日 10時40分ごろ
発生場所	長崎県島原市湯江漁港東方沖 島原湯江港北防波堤A灯台から真方位083° 3.4海里（M）付近 （概位 北緯32° 52.2′ 東経130° 23.9′）
事故の概要	漁船政吉丸は、南南東進中、また、漁船海洋丸は、操業中、両船が衝突した。 海洋丸は、甲板員が負傷し、右舷船首部外板の亀裂等を生じ、また、政吉丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成29年12月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 政吉丸、4.97トン KM3-24771（漁船登録番号）、個人所有 10.50m（Lr）×2.48m×0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和54年4月27日 B 漁船 海洋丸、4.87トン NS3-44819（漁船登録番号）、個人所有 11.99m（Lr）×2.29m×0.81m、FRP ディーゼル機関、242kW（動力漁船登録票による）、昭和54年6月12日 第292-51291号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年4月22日 免許証交付日 平成29年6月12日 （平成35年2月4日まで有効） B 船長B 男性 56歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年8月5日 免許証交付日 平成25年6月20日

	(平成30年8月4日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 1人(甲板員)
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂、操舵室に破損等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、えび投網漁を終えて帰港の目的で、平成29年12月10日10時ごろ熊本県上天草市串漁港に向けて福岡県大牟田市三池港沖の漁場を出発した。</p> <p>A船は、船長Aが操舵室右舷側の操縦席の上に立ち、胸から上を操舵室の天窓から出した状態で操船し、約18ノットの対地速力で、手動操舵により、約1M先の僚船を追いながら航行した。</p> <p>船長Aは、湯江漁港東方沖を南南東進中、前路約1,000mの波間に黒い影を視認したものの、同影が漁具のブイであり、前路に他船はいないと思い、その後A船の右舷後方を同航していた別の僚船を見たところ、同船が横向きに止まっていたのでエンジントラブルでも起こしたのかと思った。</p> <p>A船は、船長Aが引き続き止まっていた僚船を見ながら航行していたところ、10時40分ごろ、突然ドーンという音と振動を感じた後、右舷側にB船を認めたので、A船がB船に衝突したことに気付き、右転してB船に接近した。</p> <p>A船は、船長Aが、海中に転落していた船長Bを救助した後、本事故の発生を海上保安庁へ通報し、B船をえい航して湯江漁港へ入港し、その後海上保安部の調査を受けて帰港した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人(以下「甲板員B」という。)が乗り組み、いか籠漁の索に籠を取り付ける目的で、10日08時00分ごろ湯江漁港東方沖の漁場に向けて同漁港を出港した。</p> <p>B船は、08時20分ごろ漁場に到着して機関を中立運転とし、船長Bが前部甲板の左舷側に設置された巻揚げローラを使用し、時折周囲の見張りを行いながら左舷側を向いて敷設しているいか籠漁の索を巻き揚げ、その後方で甲板員Bが索に籠を取り付けて海中へ投入する作業を開始した。</p> <p>B船は、船首を北西方に向け、船長Bが5本目の索の作業を行っている時、B船の右舷側をえび投網漁の漁船2隻が通航して行き、その後右舷船首方約450mにA船を認めたが、先に通航して行ったえび投網漁の漁船と同様にB船の右舷側を通航して行くものと思って作業を続けた。</p> <p>B船は、船長Bが再び右舷船首方を見たところ、A船が約150mまでB船に接近しており、大声で注意を喚起したものの、B船に気付</p>

	<p>かずに更に接近するので危険を感じ、甲板員Bに逃げるように指示するとともに船首側へ逃げた直後、A船の右舷船首部がB船の右舷船首部に衝突した。</p> <p>B船は、衝突の衝撃で船長Bが海中に転落し、甲板員Bが甲板上に転倒した。</p> <p>甲板員Bは、帰港後に病院で受診したところ、約2週間の加療を要する頸椎捻挫及び腰椎捻挫と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の状況、写真2 A船の損傷状況、写真3 B船の損傷状況、写真4 船長Bの作業状況参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、船長Aが操舵室右舷側の操縦席の上に立ち、胸から上を操舵室の天窓から出した状態において、船首方の見通し状況が良好であった。</p> <p>B船は、いか籠漁の索の巻揚げローラ付近に操船用の遠隔操縦装置が置かれていた。</p> <p>B船は、汽笛を装備していなかった。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、湯江漁港東方沖を南南東進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、右舷後方の僚船を見ていて、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、前路に見えた黒い影を漁具のブイと思い、前路に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、湯江漁港東方沖で操業中、船長Bが、A船がB船を避けて航行してくれるものと思い、作業を続け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に接近して来るA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、湯江漁港東方沖において、A船が南南東進中、B船が操業中、船長Aが前路に他船はいないものと思い、また、船長BがA船がB船を避けてくれるものと思い、共に見張りを適切に行っていなかったため、船長AがB船に気付かず、船長Bが接近して来るA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中に「前路に他船はいない。」又は作業中に「他船が避けてくれる。」ものと思ひ込まず、常時船首方を含め周囲の見張りを

	<p>適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自船に向けて接近する船を認めた時には、適切な時期に衝突を避けるための措置を講じること。・ 甲板上で作業する場合には、救命胴衣を着用すること。・ 汽笛及び号鐘を備えない場合、携帯式簡易エアホーンを装備するなどの有効な音響による信号を行うことができる措置を講じておくことが望ましい。
--	---

付図1 事故発生経過概略図

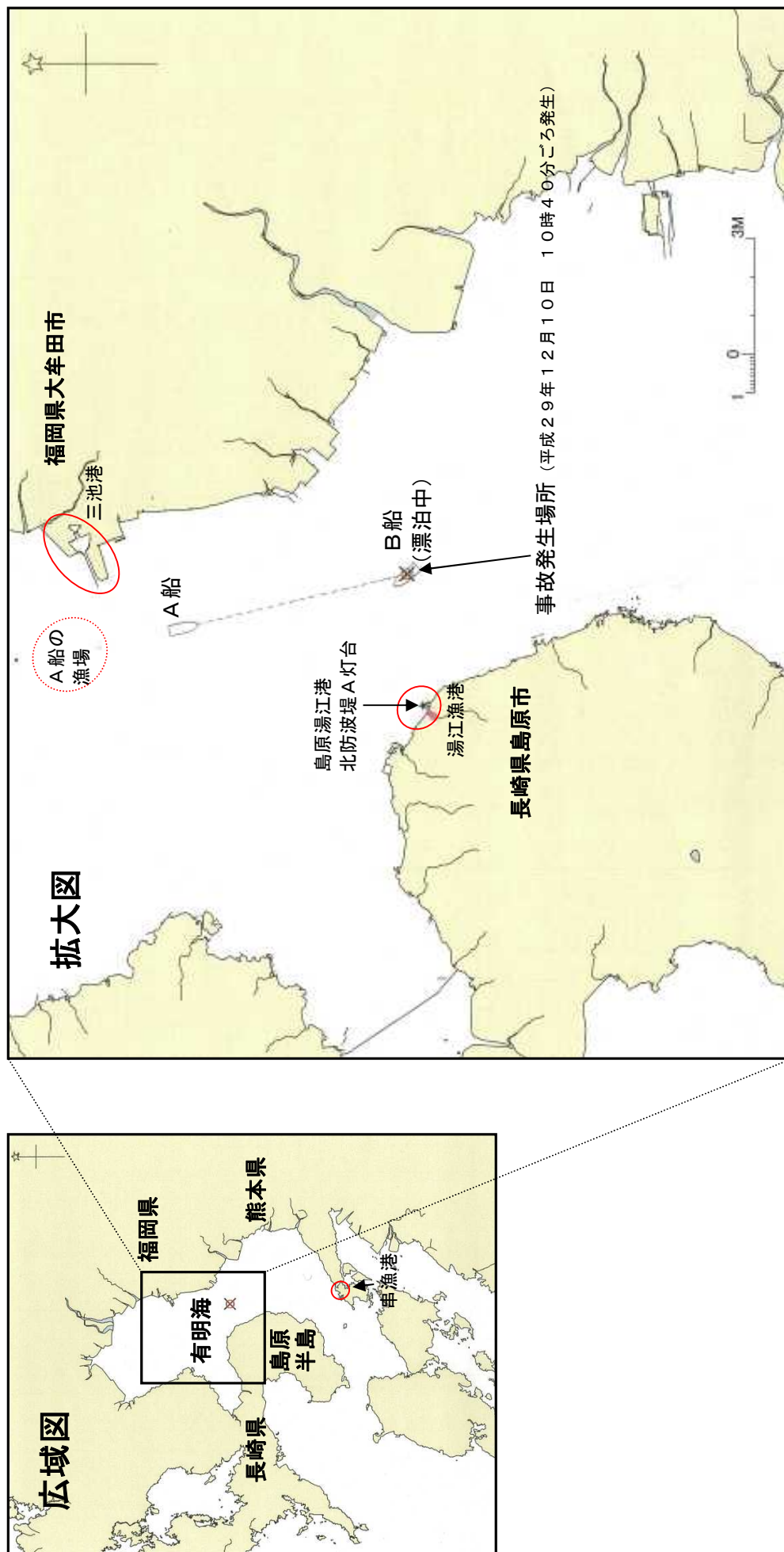


写真1 A船の状況



損傷箇所（補修済み。）

写真2 A船の損傷状況



損傷箇所（補修済み。）

写真3 B船の損傷状況



損傷箇所（操舵室）

損傷箇所（亀裂）

写真4 船長Bの作業状況



船首方向

船長B

いか籠漁の索の巻揚げローラ